

滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

1 改正の理由

県立精神医療センターにおいて児童・思春期精神科疾患に関する専用病床を設置することに伴い病床数を適正化するとともに、県立総合病院において実施する看護師の特定行為研修に係る受講料を新たに定めるため、滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 県立精神医療センター病床数の変更（別表第 1 関係）

- 子どもたちの入院環境の改善を図る必要があること、現状の総室（4 床室）ではベッドコントロールが困難であることから、令和 9 年度までに第 2 病棟の個室化と児童・思春期精神科の専用病床を 15 床設ける改修を行います。
- この改修に伴い、令和 9 年 3 月 31 日付けで病床数を 123 床から 104 床へ 19 床削減（1 階△2 床、2 階△17 床）します。

【主な改修内容】・成人用病室との空間分離

- ・病室の個室化
- ・学習室の整備

(2) 看護師の特定行為研修受講料（別表第 3 関係）

- 特定行為とは、研修により高度で専門的な知識・技能を身につけた看護師が、医師の判断を待たずに、手順書により行う診療の補助行為（21 区分 38 行為）です。
- 令和 9 年度からの研修の本格実施にあたり、新たに特定行為研修の受講料を定めます。

（別表第 3 手数料）

共通科目		458,000 円
区分別科目	栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連	21,000 円
	栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理）関連	63,000 円
	創傷管理関連	119,000 円
	栄養および水分管理に係る薬剤投与関連	64,000 円
	周術期麻酔管理領域パッケージ	326,000 円

3. 施行日

別表第 1 関係・・・令和 9 年 3 月 31 日

別表第 3 関係・・・令和 9 年 4 月 1 日

滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

滋賀県立精神医療センターの病床数を見直すことおよび保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 37 条の 2 第 2 項第 4 号に規定する特定行為研修（以下「特定行為研修」という。）を新たに実施することに伴い、必要な規定の整備を行うため、滋賀県病院事業の設置等に関する条例（昭和 51 年滋賀県条例第 18 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 滋賀県立精神医療センターの病床数を 104 床に変更することとします。（別表第 1 関係）
- (2) 特定行為研修の受講料を新たに設定することとします。（別表第 3 関係）
- (3) この条例は、令和 9 年 3 月 31 日から施行することとします。ただし、(2) の規定は、同年 4 月 1 日から施行することとします。

滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 17 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県病院事業の設置等に関する条例（昭和51年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 滋賀県立精神医療センターの項中「123床」を「104床」に改める。

別表第 3 手数料の表に次のように加える。

保健師助産師 看護師法（昭和23年法律第203号）第37条の2第2項第4号に規定する特定行為研修の受講料	共通科目		1 人 に つ き	458,000
	区分別科目	栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連	同	21,000
		栄養に係るカテーテル管理（末梢 ^{しょう} 留置型中心静脈注射用カテーテル管理）関連	同	63,000
		創傷管理関連	同	119,000
		栄養および水分管理に係る薬剤投与関連	同	64,000
		呼吸器（気道確保に係るもの）関連、呼吸器（人工呼吸療法に係る	同	326,000

		もの) 関連 (侵襲的陽圧換気の設定の変更および人工呼吸器からの離脱に限る。)、動脈血液ガス分析関連、栄養および水分管理に係る薬剤投与関連(脱水症状に対する輸液による補正に限る。)、術後疼痛^{とう}管理関連ならびに循環動態に係る薬剤投与関連 (持続点滴中の糖質輸液または電解質輸液の投与量の調整に限る。)	
--	--	--	--

付 則

この条例は、令和 9 年 3 月 31 日から施行する。ただし、別表第 3 の改正規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

滋賀県病院事業の設置等に関する条例新旧対照表

旧				新			
本則・付則 省略				本則・付則 省略			
別表第 1 （第 3 条関係）				別表第 1 （第 3 条関係）			
名称	位置	業務内容	病床数	名称	位置	業務内容	病床数
省略				省略			
滋賀県立精神医療センター	草津市笠山八丁目	(1)～(4) 省略	123床	滋賀県立精神医療センター	草津市笠山八丁目	(1)～(4) 省略	104床
注 省略				注 省略			
別表第 2 省略				別表第 2 省略			
別表第 3 （第 7 条関係）				別表第 3 （第 7 条関係）			
使用料 省略				使用料 省略			
手数料				手数料			
種別		区分	金額	種別		区分	金額
省略				省略			
(新設)							
保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第37条の2第2項第		共通科目	1人につき	458,000			
		区分別科目	同	21,000			
		栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連	同	63,000			
		栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈	同				

注 省略	4号に規定する特定行為研修の受講料	注射用カテーテル管理)		
		関連		
		創傷管理関連	同	119,000
		栄養および水分管理に係る薬剤投与関連	同	64,000
		呼吸器（気道確保に係るもの）関連、呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連（侵襲的陽圧換気の設定の変更および人工呼吸器からの離脱に限る。）、動脈血液ガス分析関連、栄養および水分管理に係る薬剤投与関連（脱水症状に対する輸液による補正に限る。）、術後疼痛管理関連ならびに循環動態に係る薬剤投与関連（持続点滴中の糖質輸液または電解質輸液の投与量の調整に限る。)	同	326,000
		注 省略		